

「Extended (or Cambodian) Mahāvamsa」訳註(四)

福田孝雄

八万四千の王達の、最後の王はブラフマダッタ (Brahma-¹⁴⁽¹⁾data) と称し、大いなる富大いなる財を有していたが、彼の¹⁶子孫の王は三十六人を数え、順次、ハッティプラ (Hathipura 象城) と言う美しき王国を法によりて統治した。彼等三十六人の王達の最後の (王) は、大いなる力と大いなる威光を有せるカンバラワサバ (Kambalavasabha) と称する (王であり)、¹⁸⁽²⁾その子孫は凡て三十二人の王達にして、順次、エーカチャックプラ (Ekacakhpura 一眼城) と称する美しき都にて、良¹⁹く王国を統治した。彼等凡て三十二人の王達の最後の (王) は、プリンダデーワ (Purindadeva) と称する名声あり、威光ある (王であったが) ²¹歿して、彼の堅固なる二十八人の子孫の王達は、相承してワジラグッティヤ (Vajraguttiya 金剛) ²²と言う都城にて (王国の) 統治に配慮した。その後、二十八人の王達の最後の王は、幸運の相を具足したサーディーナ (Sadhina) と称する (王であり)、²³(彼の) 二十二人の子孫は

相承して、²⁴⁽⁴⁾マトウラ (Mathura) と言う都城にて、王国を守護した。彼等凡て二十二人の王達の最後の (王) は、²⁵ダンマグッタ (Dhammagutta) と称する (王であり)、彼の十八人の一団の子孫達は凡てアリッタ (Arittha) と言う都城にて、王国を守護した。その後彼等十八人の王達の最後の王は、²⁷勇敢で威光あり大なる富を有する⁵シウィ (Sivi) と言う王 (であるが)、²⁸歿した。シウィ王の一群の子孫の十七人の王達は相承して順次に、インダパッタ (Indapatta) と言う都城にあって、人民を支配した。凡て²⁹十七人の王達の最後の王は、名声あり富あるブラフマデーワ (Brahmadeva) と称する (王で) あった。³⁰彼の一群の多数の子孫は凡て十五人の王であり、³¹エーカチャックプラ (Ekacakhpura 一眼城) と言う美しき都城にて王国を統治した。その後、彼等十五人の王達の最後の (王は)、³²バラダッタ (Baladatta) と称する強力な軍勢を具えた (王であったが) ³³歿した。バラダッタの一群の子孫は十四人で、強

大な力を有しコーサンビ(Kosambi)と云う都城にて、その系譜を護った。³⁴その後、彼等十四人の王の最後の王は、心淨く容姿優れたるハッタデーワ(Hatthadeva)と称する(王で)あった。³⁵彼には九人の子孫の王達があり、彼等はカンナゴッチャ(Kannagoccha)市と云う都城にて(王国を)統治した。³⁶彼等九人の王達の最後の王は、ナラデーワ(Naradeva)と称する(王であり)歿した。³⁷ナラデーワの子孫の王の系統は七人あつて、彼等は順次にジャナ(Jana)市と云う都城にて統治した。³⁸彼等七人の最後の王は、マヒンダ(Mahinda)と称したが歿した。マヒンダには十二人の子孫の系統があり、³⁹チャンパカ(Campaka)市にて(王国を)統治した。十二人の(王達の)最後(の王)は、ナーガデーワ(Nāgadeva)と称したが歿し、彼の後の子孫の一群である二十五人の王達も滅して、⁴¹訓誡を相承してミティラ(Mithila)と云う都において王国を統治(した)。⁴⁰彼等二十五人の王達の最後(の王)は、サムッダダッタ(Samuddadatta)と称し、最高の称誉と大いなる富とを有していた。⁴³かの王には、二十五人の王達の一群の系統の相承があり、⁴⁴彼等凡ては、王舎城(Rājagaha)と云う都城において法によりて、⁴⁵王国を統治した。二十五人の凡ての王達の最後(の王)は、¹⁰ティワンカ(Tivanka)王と称し、⁴⁵ワンカ山窟のイーサカ(Isaka)で(王国を)統治した。彼の子孫の彼等十二人の王達は、順次に、⁴⁶タッカシラー(Ta-

kkasīa)と云う都城にて(王国を)統治した。⁴⁶彼等十二人の王達の最後の王は、⁴⁷タールリッサラ(Tālisśara)と称した。かの王の十二人の子孫の王達は系譜を正しく継承して、順次にクシナーラ(Kusināra)と云う都城にて(王国を)統治した。⁴⁸十二人の王の最後(の)かの王はスディンナ(Sudinna)と称した。彼の子孫の九人の一群の王達は、⁴⁹ターマリッタ(Tāmalita)と云う都城において、法によりて王国を護った。九人の王達のかの最後(の王)は、⁵⁰サーガラデーワ(Sāgaradeva)と称した。サーガラデーワの息子は一人で、⁵¹マガデーワ(Māghadeva)と言った。マガデーワの子孫達は後々統一された一群として八万四千人であつたが、これらの系統は、⁵²順次ミティラ(Mithila)と云う城市にて王国を統治した。八万四千の王達の最後の王は、⁵³ニミ(Nimi)王と称し、力ある転輪王であつた。かの王の息子は一人であり、⁵⁴カララジャナカ(Kalārajanaka)と称した。そして彼の息子は¹⁵サマンクラ(Samankura)王と言ひ、⁵⁵サマンクラの息子はまたアソーカ(Asoka)王と称した。アソーカ王の後、彼の八万四千の子々孫々等は、⁵⁶凡てバーラーナシー(Bārāṇasī)と云う都城において王国を統治した。オッカーカ(Okkāka)に至るまで十六人の王があつた。⁵⁷扱て諸賢は、彼の有名な息子等を何と記説するか。カララジャナカ王等の諸王の最後(の王)は、⁵⁸ウィハーサワ(Vihāsava)と云う名にして、その後の彼の息

子は灯明者にして名声あり聡明なるウィジタセーナ (Vijitasena) と称した。⁵⁹ 次いでかの王のダンマセーナ (Dhammasena) と称する息子は歿したが、その息子はナーガセーナ (Nāgasena) 、その王の息子はサマタ (Samatha) と称した。⁶⁰ その (王の) 息子は極めて聡明な (王にして) ディサンパティ (Disampati) と言った。その王の息子はレーヌ (Renu) と言ったが、歿した。⁶¹ その王の息子はクサ (Kusa) 王と称した。その王の息子は、マハークサ (Mahākusa) と言った。またその王の息子は、⁽¹⁷⁾ ナワラタ (Navaratha) と称する (王で) あつた。⁶³ 彼のダサラタ (Dasaratha) と言う一人の息子は死んだ。その王の息子である王はラーマ (Rama) 王と称するのであつた。彼のウィラーラタ (Vilāraṭha) と言う一人の息子は死んだ。⁶⁴ 彼の息子はチッタラムシ (Citaransi) 、その息子はまた⁽¹⁹⁾ アンバラムシ (Ambaransi) と (称した)。彼の息子はスジャータ (Sujāta) と、また (その) 息子はオッカーカ⁽²⁰⁾ (Okkāka 甘蔗) と称せられる。⁶⁵ パーラーナシーを初めとする十九の都城において、これ等十六人の王達は正しく継承して、各別に王国を統治したのである。

⁽²¹⁾ オッカームカ (Okkāmuḥka) 王は、オッカーカ (甘蔗) の長子であつた。⁶⁷ ニプナ (Nipuṇa) 、チャンディマー (Candimā) 、チャンドムカ (Candamuḥka) 、シウイサンジャヤ (Sivisañjaya) 、ウエッサンタラ (Vessantara) 大王、ジャーリ (Jāli) 、

シーハワーハナ (Sihavāhana) 、⁶⁸ シーハッサラ (Sihassara) (王) 、これ等は、彼の子孫であるが、シーハッサラ王の子孫に八万二千の王があり、⁶⁹ ジャヤセーナ (Jayasena) は、最後 (の王) であつた。彼等はカピラワットゥ (Kapilavattu) において、サークヤ (Sākya 釈迦) 王として知られた。⁷⁰ シーハハヌ (Sihahanu 師子頰) 大王は、ジャヤセーナ (王) の子であり、またジャヤセーナの娘はヤソダラー (Yasodharā) と名づけられていた。⁷¹ デーワダハ (Devadaha) には、⁷¹ デーワダハサッカ (Devadahasakka) と呼ばれる王があり、時にアンジャナ (Anjana) とカッチャナー (Kaccāna) の二人は、彼の子であつた。⁷² かのカッチャナーは、シーハハヌ王の王妃となり、ヤソダラーはアンジャナサッカの王妃となつた。⁷³ アンジャナには、マヤー (Māyā) とパジャーパーティ (Paṇapatī) の二人の娘があり、ダンダパーニ (Daṇḍapāṇi) とスッパブッダ (Suppabuddha) の二人の釈迦子があつた。⁷⁴ シーハハヌには五人の (王) 子と二人の (王) 女があつた。(即ち) スドーナ (Suddhodana 淨飯) 、ドートーダナ (Dhotodana 斛飯) 、サッカ (Sakka 釈飯) 、スカ (Sukha 白飯) 、⁽²²⁾ アミトーダナ (Amītodana 甘露飯) 、⁷⁵ アミター (Amitā) とパーリター (Pālitā) と、これ等は五人 (の王子) と二人 (の王女) である。アミターは、釈迦スッパブッダの王妃であつた。⁷⁶ 彼女には、バツダカッチャーナ (Bhaddakaccāna) とデーワダッタ (Devada-

た)の二人の子があつた。マヤーとパジャーパティイとは、スッドーダナの王妃であつた。スッドーダナ大王とマヤーとの(間)の子が、我等の勝者であられる。

かくの如く、マハーサンマタの種族から起源し連綿と続き、全クシャトリヤの頂上に位する大聖は、生まれ給うたのである。菩薩⁷⁸シッダッタ(Siddhattha)王子の妃は、バツダカッチャーナ⁷⁹であり、その子はラーフラ(Rahula)であつた。ピンビサーラ(Bimbisāra)とシッダッタ王子とは友人であり、

両者の父達もまた友人であつた。菩薩⁸⁰は、ピンビサーラより五歳年長であり、二十九歳にして菩薩は出家し給うた。六年⁸¹の苦行の後、やがて菩提を成じられた(菩薩は)、三十五歳²⁴にしてピンビサーラを訪れになつた。大功德者ピンビサーラは、自ら父より灌頂せる時は、十五歳であつた。かの王の即位十六年に、師は(訪れになり)法を説き給うた。彼は実に五十二年間、王国を統治した。勝者⁸⁴に相見する以前(彼の)王位にあること十五年、(以後治世の)三十七年間持続して如来に(帰依した)。ピンビサーラの王子で大いに友に不実なる者アジャータサットゥ(Ajātasattu 阿闍世)は、か(の父)を殺害せんとする意図を有していたが、三十二年間、国を治めた。アジャータサットゥの第八年において、聖者は涅槃に入り給うたが、彼はその後二十四年間統治せしめた。あらゆる徳の頂きに到達され、対境(に執著されること)のない

如来は、無常の虜とはなり給うことはない。かく此処に怖れを起すべき無常を觀じ給うその人は、苦の彼岸に到達し給うた。

善人の淨信と感動と(を起さん)がために編まれた大王統史における「マハーサンマタ王統」と名づくる第二章。

第三章⁽²⁵⁾

五眼¹(を具足し給う)比倫なき勝者は、世間の一切のなすべきことをあらゆる方法によりなしたつて、クシナーラ(Kusinara 拘尸那羅)の双生せるサーラ樹の間の優れてよき(地)において、ウエーサーカ(Vesākha 吠舍法)月の満月の日に、かの世間の燈明は涅槃に達し給うた。其処³に來集せる比丘、また同じく刹帝利(khattiya)、婆羅門(brahmaṇa)、毘舍(yessa)、首陀羅(sudda)、天は計算の道を超えていた。彼等の中には七十万の優れた比丘等がいたが、長老マハーカッサパ(Mahākassapa 大迦葉)はその時僧伽の上首であつた。かの大長老は師の遺骸と遺身舍利とになすべきことをなして、師の法の久住を願いながら、十力者⁶にして世界の救主の般涅槃後七日に、晩年僧のスバツダ(Subhadda 須跋陀)の悪説の言を憶念しつつ、(かつて仏がその)衣を(己れに)与え給いしこと、(仏が己れを)対等の位に置き給うたこと、正法

の確立のために聖者が慈悲をお示しになったことを憶いつつ、⁸正法の合誦 (saddhammasaṅgīti) を行うために正等覚者の承認を得、九分教を学持し (無碍解など) 凡ての (徳) 分を具足せる漏⁹尽の勝れたる大比丘をアーナンダ⁽²⁹⁾ (Ananda 阿難陀) のために五百に一人欠いた数だけ選んだ。次いで比丘等の要請により、合誦をなすためにアーナンダ長老もまた選ばれたが、彼なくしてはその (合誦を) 行うことが出来なかったからである。一切世間の悲愍者 (sabbalokānukampaka) (の般涅槃) より聖なる歌舞 (の供養の) 七日と舍利供養 (dhātupūjā) の七日と以上半月を過し、「我々は王舎城に雨期を過しつつ、法の合誦をなさんと思う。他の (比丘) 等、その処に住むべからず」とそのように決議して、彼等長老等はここかしこに憂に沈む大衆を慰めつつ、ジャンブデーパ (Jambudīpa) を遊行し、アーサールハ (Āsāḥa) の白分に、自分の久住を望める (長老) 達は、四資具の備わっている王舎城に赴いた。¹⁵ここで雨安居に入ったマハーカッサパを初めとする堅実なる徳を具え、正覚者の意を熟知せるこれら長老等は、雨安居の第一の月にアジャータサットゥ (王) に語って、房舎の悉くを修理せしめた。僧房の修理が終った時、(彼等は) 王に告げた。「今や、我々は法の合誦を行おうと思ひます」と¹⁸尊者等よ、私は何をすべきであろうか」との (王の) 問いに、彼等は「集会の場所を」と答えた。王は「何処に (設けたら

よろしいか)」と問うたので、彼等はその場所を指定した。(王は) 直ちに諸天の集会堂にも等しい樂しき仮堂を、ウェーバーラ (Vehāra) 山の山腹の七葉窟 (Sattapaniṅguha) の入口に建てた。凡ての方法を以ってそれを嚴飾し、²⁰彼は其の処に比丘等の数に応じて、無価の敷物を敷かしめた。南の部分に近く、北面して、其の処に最上の高価な長老の座が設けられた。²²その仮堂の中央には、東の方に面し善逝に適しい最上の法座が設けられた。

(かくして) 王は長老等に告げて言うには、「(尊者等よ) 私のなすべきことは終りました」と。彼等長老等は歡喜を与えるアーナンダ長老に告げて言うには、「アーナンダよ、明日集会があるが、未だ有学の身では其の処に行くことは適当ではない。²⁵汝はこれからは己れの目的のために精勤するがよい」と。このように誠められて、長老 (アーナンダ) は自ら精進して、(行・住・坐・臥の四種の) 威儀を離れて阿羅漢果に到達した。雨安居の第二月の第二日に、彼等長老等は、その美しき仮堂に集った。アーナンダ長老のために適わしい座席を残して阿羅漢達は法臘の順に座着に著いた。²⁸かの長老は阿羅漢果に達したことを知らしめるために、彼等と共に来らず、誰かが「長老アーナンダは何処に」と問うたので、長老アーナンダは地に潜り、また虚空の路より行って、己れのために残された座席に就いた。²⁹

総ての長老等は、律 (Vinaya) については長老ウパーリ (Upāli) を残りの法 (Dhamma) の総てについては長老アーナンダを責任者 (dhurañdhara) にした。大長老 (マハーカッサパ) は、自ら律について問うために、またウパーリ長老は彼に答えるために、各々自ら推薦した。彼 (大長老) は長老座に坐して、彼に律を問ひ、彼 (ウパーリ長老) は法座 (dhammāsana) に就いてこれに答えた。律に通じた第一人者の答えの順次に従って、方法に通じたこれ等の人々は総て (彼に次いで) 復誦した。次いで長老 (大迦葉) は、自ら推薦して、多聞その他の第一人者にして、大聖の (法) 蔵の番人である (阿難陀長老) に、法を問うた。法座についた阿難陀長老は、同じく自ら己れを選んで、彼に法 (の問い) に答えて余すところはなかった。かくてかのウェーデーハ (Vedeha) 国の聖者である (阿難陀) の答える順次に従ってこの法の内容に通じた比丘等は総て、法の復誦をした。

このようにして、この法の合誦は一切世間を利益する彼等により、一切世間の利益の為に七ヶ月にして完了した。「長老マハーカッサパにより、この善逝の教えは五千年間 (世に) 存在することが可能になった」と、かくて合誦が終結するや、歓びを起せる大地は (それを) 支える水の際に至るまで六種に震動した。世間には種々の不可思議なることが起った。(合誦が) 長老等によって行われた故に、(それは) 長老

系と呼ばれる。第一結集をなしたって、世間に多くの利益を齎らし、これ等長老は生命の限りを生きて、総て涅槃に入った。(阿羅漢道の) 慧の燈明によって、黒闇を破壊せるこれ等の長老も、世間の黒闇の破壊においては大燈明であるが、恐ろしき死の大風によって涅槃に到った。これによってもまた慧ある人は生の憍りを捨てるべきである、と。

善人の信仰と感激とのために作られた大王統史中の第一結集と名づける第三章。

第四章

アジャッタサットウ (Ajātasattu 阿闍世) の子叛逆者のウダーイバッタカ (Udayibhaddaka) は、彼の (父王) を弑して十六年間統治した。ウダーイバッタカの子アヌルッタカ (Anuruddhaka) は、彼の (父王) を弑殺し、ムンダ (Munda) と名づけられるアヌルッタカの子は彼の (父王) を弑し、彼等叛逆者、愚者等もまた王国を治め、これら両者の治世の間に八年は過ぎた。ムンダの子、悪人ナーガダーサカ (Nāgāsaka) は (彼の) 父を弑して、二十四年の間、王事をなさしめた。(而して) 城民等は「この (王は) 弑父の系統である」と怒り、来集しナーガダーサカ王を放逐し、ススナーガ (Susunāga) として知られ厚く尊敬されていた大臣を、総ての人の幸福を

希う王として王位に就かしめた。

⁷⁽³³⁾ ススナーガと呼ばれる大臣であるこの人は、誰の息子であり、誰に養育されたのであろうか。これは(次の)叱責のこ
とと関わっている。ある時、リッチャウイ(Licchavi)族の王
達が集まって、次のようなことを決めた。「我々の都は一人
の高級倡婦もないが、それが住処に到れば非常に楽しくな
るであろう」と。¹⁰(そこで)同じ階級の一人の非常に美しい
女性を、他処の住処内に好きなように住まわせた。¹¹(ところが)
彼等の王のあるものが、彼女を捕えて家に帰り、七日
間その捕えた内室に好きなように住まわせて、(その後)¹³
彼女自身の家に放してやった。(彼女は)家に戻って、十カ
月が経過して胎児が生長して、肉塊を産みおとした。乳母達
が「これは何だろう」と尋ね、「これは肉塊だ」と(言うの
を)¹⁴聞いて、彼女は憂いと恥辱の恐れに到り、新しい揚げ鍋
に敷物や綿を入れて他のものによって覆いをし、乳母達に与
えて早朝、ごみ捨て場に捨てさせた。¹⁶ところがかの老婦人が
その鍋をそこに置いた(のを)都城を守護する一龍王が(見
て)、(その鍋を)蟻局によって囲み、大きな鎌首をその上に
もたげて(護った)。その様子を見て忽ちのうちに其処に大
勢の人達が集まってきたが、彼等はそ(の龍王)を見て「ス
ーサー」(suśa)という声を出した。¹⁹総ての人々の見ている前
から(龍王は)姿を消した。総ての人々はその鍋の処に近づ

いて、(覆いを)開いたところ、その肉塊が端正な相を備え

た男の子であるのを見た。²¹その時そこに来集せる群衆の中に、
一人の大臣の子がいたが、彼は(その幼児に)愛情を生じ、
急ぎその家に連れて行った。生まれた子が、鎌首をもたげて
立った龍王により、鄭重に護られていたが、「スー、スー」
という声によって守られた童子であるので、「ススナーガ」
と呼ばれる名を彼はその(童子)に付けた。彼はその後彼
(の大臣の子)により養育されつつ、次第に智慧のある人にな
っていった。²⁵またこの童子は、浄く正しい行いを行って都
城の人々に賞讃され、良き麗しき容姿は(人々に)尊敬され
ていた。²⁶それ故、かのナーガダーサカ王の(人々により)忿
られたがために、ここにススナーガが灌頂をうけ(王位に就
いた)のであることが知られる。かの(ススナーガ)王は十
八年間統治し、その子カーラーソカ(Kāṭṣoka)は、二十
八年間統治した。カーラーソカ王の第十年は、正等覚者の
般涅槃より一百年後であった。²⁹当時ウエーサーリ(城)に(住
する)多くのワッジー子(Vajjiputtaka 跋耆子)の比丘等が、
(1)角(の容器に)塩を(蓄える)こと、(2)(正午時を過ぎて
蔭が)二指(を過ぎざる間食をとる)こと、(3)村内(に入り
て食後更に食をとる)こと、(4)大住処において(別々に布薩
を行う)こと、(5)(一部の衆で僧伽の式事を行い)後に承諾
を求めること、(6)慣習は(律に反しても行う)こと、(7)不攪

乳(を飲む)こと、(8)未醱酵酒(を飲む)こと、(9)縁のない座具を(用いる)こと、(10)金銀を(受ける)こと、(以上の)^{31 32}十事を無恥なる者達は、合法であると宣言した。(時に)バラモンカーカンダカ(Kakandaka)の子にして、六神通ある長老耶舎(Yasa)が、ワッジ国を遊行しつつあったが、この(こと)を聞いて、それを鎮めんと決意して、大林(Mahāvana)に赴いた。彼等³³(比丘達)は、水を満たした銅鉢を布薩堂(uposathagga)に据えて、在家信者等に「汝等はカハー³⁸パナその他を僧伽に施すべし」と言った。(そこで)³⁴かの長老(耶舎)は「これは適当なことではない。汝等は施すべきではない」と(言つて)、これを遮止した。(然るに)彼等は長老耶舎に、遮不至白衣家羯磨(Patisarāṇiyakamma)を行つた。(かくて)³⁵かの(耶舎は)随伴者に乞うて、城市の人々に、自分の(主張の)法になつたことを知らしめて、彼等と共に城市に行つた。その後再び戻つて、総てのことを彼等と共に告げた。(彼等)³⁶比丘達は(耶舎の)随伴者の言葉を聞いて、彼を放逐しようとして来て長老の家を取り囲んだ。長老は(彼等を)残して、空中を過ぎてコーサンビ(Kōsambī)に(降り)立ち、パーワー(Pāvā)、アワンティ(Avān-ga (Ahogaṅga) 山に赴いて、粗麻布衣を着せる (sāṇavāsīn) サンブータ長老に一切を物語つた。パーワー³³に住する六十人、

ダッキナ(Dakkhina)のアワンティに住する漏尽の大長老等は、悉くアホーガンガ(山)に入った。その後、其処に集⁴⁰せる比丘等は総て九万人であったが、固陋ならざる彼等もまた相談して、多聞⁴¹にして無漏なるソーレッヤ(Soreyya)人のレーワタ(Revata)長老が上首であることを知り、その長老に見えんとして立ち去つた。(レーワタ)長老は(天耳によつて)この論議を聞いて、途中(旅)の安隱なることを願ひながら、直ちにウェーサーリに赴いた。(しかるに)丁度毎日早朝にこの聖者が出かけた(場所に)、この総ての比丘等は空中を出かけつつ、毎日夕刻にかのサハジャーティ(Saha-jīti)に到り、彼と相会した。其処⁴⁴でヤサ長老はサンブータ長老の勧めによつて、正法の言を総て了解して、最上の人レーワタ長老に十事を問うた。長老は(これを)斥け、またこの⁴⁵諍論を聞いて「我々はこれを抑止しよう」と言つた。⁴⁶悪しき(比丘)等もまた(己れの)党に(入れようと)欲してレーワタ長老に会つた。彼等は多くの沙門の資具を調べて、⁴⁷急いで船に乗りサハジャーティの近くに達し、食事の時刻が来た時に食物の配分を行つた。サハジャーティに住む長老サルハ(Sālha)は、(十事について)簡別して「パーワ⁴⁸ーの(比丘)等は正法を語るものである」と知つた。(時に)大梵天はこ(の長老)に近づいて「正法に依住せよ」と言つた。彼はまた(梵天に)常に自ら法に依住せることを告げた。⁴⁹

彼等⁵⁰（ワッジーの比丘）は資具を携えてレーワタ長老に会ったが、長老は彼等の側に党せず、それに加担⁽⁴²⁾した弟子を放逐した。彼等⁵¹はそれよりウエーサーリに赴き、更にブッパプラ（Puppapura 華氏城）に行つて、無恥なる（彼等は）カーラーソーカ王に告げて言うには、「私達⁵²は私達の師の香室（gandhakuṭi）を護りながら、彼のワッジーの地にある大林精舎（Mahāvānavihāra）に住しているものです。村落⁵³に住む比丘達が『精舎を手に入れよう』とてやつて来ます。大王よ、彼等を遮止して下さい」と。⁵⁴（かくして）彼等は王を欺き、ウエーサーリに戻つていった。其の処のサハジャーティには、レーワタ長老の下に百十九万人の比丘達が、かの（十）事を鎮めようとして来集した。⁵⁵（評論の）根本となつた（比丘）なくして、（十）事を鎮めることは（長老の）喜ぶところではなかつた。⁵⁶（そこで）彼等比丘等もまた総て其の処からウエーサーリに赴いた。⁵⁷欺かれたかの王は、其の処に大臣等を遣わしたが、彼等は諸天の威力により妨げられ、他の処に行つた。国王⁵⁸は彼等を遣わしたその夜、ローハクンビー（Loha-kumbhī 銅釜）（地獄）に墮している自分を夢にみた。王は⁵⁹大いに怖れたが、時にその妹である無漏の長老尼ナンダー（Nandā）は、彼を慰めるために虚空を通つて来た。「王の作された業は重いのです。如法の尊者達に謝罪なされるがよい。彼等の側に党して、王は（正しい）教を執持なされるがよい。

そのようになされれば王は安穩を得られましよう」と（言つて）去つた。王は翌朝、ウエーサーリに赴くために出立した。彼⁶²はマハーワナ（精舎）に行つて、比丘衆を集めさせ、双方の説を聞き、（正）法の党を選択した。国王⁶³は総てこれ等（正）法（の党の）比丘に謝罪し、自ら（正）法の側であることを告げて「汝等は意のままに教えを守護すべし」と言つて、彼等に保護を与え、己れの都にと歸つた。

時⁶⁵にこれ等（諍）事を決するため、（比丘）衆は来集したが、僧伽の中では徒らな論議が起つた。⁶⁶そこで僧伽の中に加わつた彼のレーワタ長老は（彼等に）告げて、断事人（ubbāhika）によつて、この諍事を鎮めようと決した。比丘等⁶⁷の諍事を鎮めるために、彼はパーチーナ（Pacchā）国⁽⁴⁴⁾のもの四人、またパーウエツヤ（Pāvēyya）のもの四人を委員として選出した。⁶⁸サツバカーミ（Sabbakāmi）とサールハ（Sālha）とクツジヤソービタ（Khuṭṭiasobhita）と名づけるもの、ワーサバガーマカ（Vāsabhagānika）とこれ等はパーチーナ国の長老である。⁶⁹レーワタ、麻衣のサンブータ、カーカンダカの子ヤサ、スマナと、これ等四人はパーウエツヤの長老である。⁷⁰この（十）事を決せんために、これ等無漏の八人の長老は、閑静な混乱のないワールカ（Vāluka）園⁽⁴⁵⁾に赴いた。大牟尼（Mahānuni）の意を知る大長老等は、若きアジタ（Ajita）の設けた清浄なる座に坐つた。⁷²尋問に巧みなる大長老レーワタは、こ

これらの(評)事の一々に就いて順次に長老サツバカーミに問うた。その時サツバカーミ大長老は、彼に問われて「これ等の事は総て経蔵に適應していない」と説明した。彼等はここに次第にこの評論を排し、僧伽の中でもまた同じように応答を行った。(この如くに)大長老等は、これら一万の悪しき比丘等の説いた十事を抑止した。サツバカーミはこの時地上においては、僧伽の長老であったが、時に彼は具足戒を受け、後百二十歳であった。サツバカーミとサールハとレーワタ、クツジャンローピタ、カーカンダの子ヤサ、麻衣のサンブータと、これ等の六人の長老は、アーナンダ長老の弟子であった。しかしワーサバガミカとスマナの二人、これらの長老達は長老アヌルッダ (Anuruddha) の弟子であった。これら八人の長老は共に嘗て如来を見奉った宿善の人であった。この時来集した比丘は百二十万人であったが、総ての比丘の上首はレーワタ長老であった。

時⁸¹にかのレーワタ長老は正法の久住のために、法の合誦を行おうと思つて、全比丘の集りの中から、四無礙智⁸²を具し、三蔵を憶持している阿羅漢比丘七百人を選んだ。これ等の一切の長老等は、ワールカ園において、カーラーソーカ王の保護の下に、レーワタ長老を上首として、法の結集⁴⁶を行った。彼等は、かつて行われた通り、後に(仏の)宣説された法を取つて、この(第二結集を)八箇月にして完了した。このよ

うにしてこれ等名声の大なる瞋恚の滅尽せる長老たちもまた、第二合誦をなしたつて、次々に入涅槃した。我々はかくの如くして最上の智を具足し、達すべき(法に)到達し、三界を利益し、世尊の胸からいでたるものの死を憶い、有為の空しきことを残りなく悟り、不放逸なるべきである。

善人の淨信と感激のために作られた大王統史の「第二結集」と名づけられる第四章。

第五章

¹⁽⁴⁷⁾マハーカッサパ等の大長老達により初めになされた正法合誦 (saddhammasaṅgīti) は、上座部 (Therika) の(合誦)と呼ばれる。初め²の百年(間)は、かの上座部説 (Theravāda) 唯一つのみであったが、爾来他の阿闍梨説 (ācariyavāda) が生じた。第二³の合誦をなしたこれ等の諸長老によって抑止されたこれ等総て一万人の悪比丘達は、大衆部 (Mahāsāṅgika) と名づける阿闍梨説をなした。それより鷄胤部 (Gokulika) が生じ、一説部 (Ekaboharika) もまた(生じた)。鷄胤部⁵より説仮部 (Paññativāda)、多聞部 (Bāhulika) もまた(生じた)、こ(の両部)の間に制多部 (Cetiavāda) が(生じたので)、これ等は大衆部を合せて六(部)となる。また次に上座部より化地 (Mahimsāsaka) 比丘と犢子 (Vajjiputtaka) 比丘と、

この二(部)が生じた。(それらより)法上部 (Dhannotta-
riya) 賢曹部 (Bhadrayānika) 比丘 六城部 (Channāgara) 正量部 (Sammitiya) が生じたが、(この四は)犢子部比丘である。化地部比丘より説一切有部 (Sabbathavādin) 比丘と法蔵部 (Dharmaguttika) 比丘の二(部)が生じた。説一切有部より迦葉遺部 (Kassapiya) が生じたまたそれより説転部 (Sankantika) が生まれ、それよりまた経量部 (Suttavāda) 比丘が(生じた)。¹⁰これ等は(根本)上座部と共に総て十二(部)であるから、先に述べられた(六部)とを合せて十八部である。¹¹かくの如く(仏滅後)第二百年に於て十七(部)が生じたが、他の阿闍梨説はその後に生じた。雪山部 (Hemavataka) 王山部 (Rājagiriya) 同じくまた義成部 (Siddhatthika) と東山部 (Pubbaseliya) 比丘、同じく西山部 (Aparaseliya) と金剛部 (Vajiriya) (とを合せた) これ等六部は閻浮洲 (Jambudīpa) に於て分裂し、⁽⁴⁸⁾法喜部 (Dhannaruci) 海部 (Sāgaliya) (の二部は)楞伽島 (Lankādīpa) に於て分裂せるものである。阿闍梨家の説話終る。

註

(1) 第十四偈より第十七偈までは Mhv. の第二章第七偈に相当する部分であるが、大史では単に八万四千の王、更に三十六(の王)の如く王の数のみを挙げる。Dpv. 第三章第十七〜十八偈の部分では、大体内容的には同じであるが、プランマダ

ッタ王の子孫の三十六人の王の部分に欠いている。尚 Mhv. Tikā p. 127—21 及び 27 頁。この部分の内容に相当する註釈が存する。

(2) 第十八〜第十九偈は Mhv. の第八偈の最初の部分で、前記の通り、大史には三十二人王の数のみが記され、都城の Ekacakkhupura 等の記述は無し。(cf. Dpv. III—18; Mhv. Tikā p. 127—28 及び 29 頁)

Mhv. 第八偈〜十一偈までは甘蔗 (Okkāka) 王に至る王統を述べているが、前記の如く、単に王の数のみが、三十二、二十八、二十二、十八、十七、十五、十四、九、七、十二、十五……の如く記述されている。Cambodian Mhv. にはこの部分は第六十六偈まで続いているが、Mhv. Tikā p. 128〜130 の後半の部分と記述内容は殆んど同じである。Dpv. III—19〜41 及び右の記載内容と同趣のものがある。

(3) 金剛 (Vajiraguttika) と云ふ都城は Dpv. III—20 及び Vajiragutti' Mhv. Tikā 及び Vajiravutti である。

(4) マタラ (Mathura) は Dpv. III—21 及び Mhv. Tikā p. 128—7 及び Madhura である。

(5) シハヤ (Sivi) 王は Dpv. III—23 及び Sittihī である。

(6) ハッタデーダ (Hatthadeva) 王は Dpv. III—25 及び Bha-ddadeva; Mhv. Tikā p. 128—21 及び Hatthideva である。

(7) シヤナ (Jana) 王は Dpv. III—27 及び Rojāna; Mhv. Tikā p. 128—25 及び Roja である。

(8) チャンパカ (Campaka) 王は Dpv. III—28 及び Mhv. Tikā 及び Campā 王である。

- (6) サムムダダッタ (Samuddadatta) 王也 Mhv. Tikā によつて同名じあるが Dpv. III—30 によつて Buddhadatta となつてゐる。
- (9) ティワンカ (Tivaṅka) 王也 Dpv. III—31 によつて Dipaṅkara (憐憐); Mhv. Tikā p. 129—80. によつて Divaṅkara となつてゐる。
- (11) スディナン (Sudinna) 王也 Dpv. III—33 によつて Purinda; Mhv. Tikā p. 129—140. によつて Sudinna となつてゐる。
- (12) ターベリッタ (Tāmalitta) 王也 Dpv. III—33 によつて Malit-thiya; Mhv. Tikā p. 129—150. によつて Tāmalitthiya となつてゐる。
- (13) マガデーダ (Maghadēva) 王也 Dpv. III—34; Mhv. Tikā 129—190. によつて Makhādēva となつてゐる。
- (14) ニミ (Nimi) 王也 Dpv. III—37 によつて Nemiya
- (15) サマンナ (Samaṅkura) 王也 Dpv. III—37; Mhv. Tikā p. 129—280. によつて Samaṅkura となつてゐる。
- (16) ヴィハサーダ (Vihāsava) 王也 Dpv. III—39 によつて Vijaya 王となつてゐる。
- (17) ナラタ (Navaratha) 王也 Mhv. Tikā によつて Bharata となつてゐる。
- (18) チッタラムシ (Cittaransi) 王也 Dpv. III—41 によつて Cittadassi となつてゐる。
- (19) アンバラマン (Ambaransi) Dpv. III—41 によつて Atthadassi となつてゐる。
- (20) 十九の都城とは Kusāvati, Ayujjhapura, Bārāṇasi, Kapila, Hatthipura, Ekacakku, Vajiravutti, Madhurā, Arittihapura, Indapattha, Kosambi, Kaṇṇagoccha, Roja, Campā, Mithilā, Rājagaha, Takkasilā, Kusinārā, Tāmalitti によつてゐる。
- (21) オッカムカ (Okkamukha) 王以後の系譜を述べる第六十六偈以下第八十七偈までは Mhv. 第二章第十二偈以下と同文である。
- (22) パーリター (Pālīā) 王女也 Mhv. II—20 によつて Pamīā である。
- (23) シッタッタ (Siddhattha) 王子の妃は、ラーマンの母 Rāhulamātā となつてゐるキストに出る場合 (Vinaya I. 82) によつて Bhaddakaccānā となつてゐる場合があり、後には Yasodharā, Bimbādēvi, Bimbāsundarī などとなつてゐる。Daṇḍapaṇi の娘は Yasodharā なる名の女性がついて、コータマの宮殿にいたのが、シッタッタ太子の妃の名と混同されるようになったのであると云はれる。(cf. Dictionary of Pāli proper names)
- (24) 仏陀がビンビサーラを訪ねたのは、成道後迦葉三兄弟を教化後で、以前ビンビサーラ王と交わした約束を果たしたためである。このエピソードについては Mahāvagga 1. 4. 1; Dhṛp. A. 1. p. 88; 四分律卷三十三 (大正二十一・七九七頁) 鼻奈耶雜事卷四 (大正二十四・八六八頁) 等に記述されてゐる。
- (25) 第三章第四十二偈は、第一結集に関する記述であるが、Mhv. と同文である。尚この箇所は Dpv. IV の前半の部分 (第一偈〜第二十六偈迄) 及び Dpv. V の初め (第一偈〜第十四偈迄) の部分に於ける。
- (26) クシナーラー (Kusinārā) は Malla 族の都城であつた。ブッダが入滅の地としてクシナーラーの地を選んだこと理由

にこうして、UDA. 402f; DAii. 573f 等に記述がなされて
いる。

- (27) スパッタの暴言に関する記述は、Mahāparinibbāna-S. (D. XVI, Vol. II, p. 162.); Cv. XI. 1; Sp. I. P. 5; 長阿含二 (大正一・一七三頁)、善見律一 (大正二四・六七三頁)、四分律五四 (大正二二・九六六頁)、五分律三〇 (大正二二・一九〇頁)等に存する。マナーパリニッパーナスマッタには次の如くある。

「友よ、止めよ、悲しむこと勿れ、慟哭する勿れ。我等はかの大沙門よりまったく解放された。『これは汝等に適當である。これは汝等に適當ではない』と云って苦しめられ抑圧されたが、今や我々は欲することをなし、欲せざることをなさなうと欲す。」(‘Alam āvuso mā socitha mā paridevittā. Sunuttā mayaṅ tena mahāsaṃaṇeṇa. Uppadūtā ca homa ‘Idaṃ vo kappati, idaṃ vo na kappati,’ idāni pana mayaṅ yaṃ icchissāma taṃ karissāma, yaṃ na icchissāma taṃ naṃ na karissāmiti.’)

- (28) 以下のエピソードは S. 16. 11 (vol. II. p. 221); Sp. 1, p. 5; 雜阿含四一 (大正二・三〇三頁)等にある。

- (29) この時点で、アーナンダは未だ有学であり、漏尽阿羅漢には達していなかったためである。

- (30) 第一結集に関する所伝は、周知の如く南北両伝に存する。南伝の資料としては、Mhv. III; Dpv. IV; Cv. XI; Sp. vol. 1. p. 13ff.; 善見律卷一 (大正二四・六七三頁)、緬甸仏伝等がある。

Mhv.: Dpv. は共に法(誦出者はアーナンダ)と律(誦出者ウパーリ)との結集を記す。Dpv. は法の内容を九分教とする。Cv. は律については比丘・比丘尼の両律とし、また法の内容に関しては五ニカーヤであると説く。また Sp. では、律の内容を比丘・比丘尼の両律、犍度部、パリワラとし、法については、五ニカーヤであると記述する。スパッタの暴言に関する記述は Cv.: Sp. 中にあるが、Mhv.: Dpv. 中には存しない。結集の開始時期に関しては、Dpv. では仏滅後三カ月を経過して行われたと言ひ、Cv.: Sp.: Mhv. は兩期の第二月の二日と記述する。なお、Cv. XI-11に結集後、五百の比丘衆と南山に遊行していたプラーナ(富蘭那)が、王舎城に帰り、竹林園で結集に参加した長老等と会し、結集の承認を求められるが、プラーナは「法と律の結集したことは良かったが、自分は直接世尊より聞法し受持しているので、それを守っていく」旨を述べ、拒否する記述が存するが、他はこれを欠いている。

北伝関係資料は、五分律三〇 (大正二二・一九〇頁)、四分律五四 (大正二二・九六六頁)、摩訶僧祇律三二 (大正二二・四八九頁)、毘奈耶雜事四〇 (大正二四・四〇七頁)及び西藏伝等が存する。それ等の記述中結集の内容、結集参加の首席比丘等の名、等に関してはかなりの異同がある。また仏滅直後の比丘の暴言についても、その当該人物の名は部派によって異なる。

マハーカッサパの主導による結集(界内結集)に加わることに出来なかった大衆が、界外で別に結集を行ったことを伝え

- る資料(異部宗輪論述記、法苑義林章二(大正五五・二七〇頁)、三論玄義(大正四五・八頁)、西域記九(大正五一・九二三頁)では、迦葉等上座部による三蔵の結集、大衆部による雜集・禁呪二蔵を追加した五蔵の結集を伝える)が存する。
- (31) 第四章第一偈より六偈までは Mhv. の当該箇所と同文である。

- (32) Mhv. IV—1 Udayabhaddaka; Dpv. IV—38 Udayabhadda とある。

- (33) 第七偈〜二十六偈まではススナーガ王に関する説話であり、Mhv. 中には存しない。この挿話は Mhv. Tikā. pp. 155—122.~156—157. まじりのストーリーより採り入れて偈の形にしたものである。Mhv. Tikā 中の記述は Uttaravihara-atihakathā (155. 12f) より採取したものである。

- (34) sūsa という声は、鳥などを追い払う際の「シーシー」という声のこと。

- (35) Dpv. V—98 には治世十年とある。

- (36) カラーソーカの年代に関しては、従来より種々論じられる(宇井「印度哲学研究第Ⅱ 七〇頁」)ところである。南伝ではカーラーソーカの治世十年が仏滅百年で、アソーカ王の灌頂が仏滅後二百十八年と伝えるのに対し、北方伝ではアソーカ王の即位を仏滅後百年代と伝承し、両者に大きな相違があることは周知の通りである。(山崎元一「アショーカ王伝説の研究」中にアショーカ王の年代と仏滅年代に関わる内外の諸種の研究が紹介されている。)

- (37) 以下に角塩浄を初めとするワッジー比丘達の唱えた十事を

記述する。

南伝の十事に関する資料は、Cv. (XII.1); Mhv.; Dpv. (IV—18); Sp. (I. p. 33) 善見律(大正二四・六七七頁)、緬甸仏伝等である。北伝の資料は毘尼母經(大正二四・八一九頁)、五分律三〇(大正二二・一九二頁)、四分律五四(大正二二・九六八頁)、十誦律六一(大正二三・四五二頁)、毘奈耶雜事四〇(大正二四・四一一頁)及び西藏伝としてのプトン善逝教明法生宝藏史(寺本婉雅訳タラナータ印度仏教史)。それ等の諸資料が挙げる十事の内容と順序は夫々資料によって異なっている。

なお前掲 Cv. XII (Vin. vol. II p. 306) に十事の審議に関する記述が挙げられている。

- (38) Cv. XII—1 (Vin. vol. II. p. 294); Sp. I. p. 34 には半カハーパナ、一パーダ、一マーサカルーパとある。

- (39) paṭisaṅṅāya-kamma とは理由なく存家信者等を罵詈譎し不信を生ぜしめた場合、自ら在家人の家に行き謝罪することを言う(Mahāvagga IX—6—2)。ヤサにこの羯磨を行ったことについては、Cv. XII—1—2 (Vin. vol. II. p. 295) 中にも記述されている。

- (40) ヤサが随伴者を求めたことについても右の小品の同所に記載されている。

- (41) Cv. XII—1—7 (vin. vol. II. p. 298) には Patheyya; Avanti; Dakkiṅṅapatha に派遣したことを記す。

- (42) ワッジー比丘等より贈物により買収され、レーワタ長老より放逐された弟子の名は Uttara と言ひ二十歳になるレーワ

タ長老の侍者であつたのである。(cf. Cv. XII—2—3; Mhv. Tikā p. 162—148.)

(43) Puppapūra は Pāṭaliputta に同じである。

(44) 合計八人の長老が委員として選定されたが、南北両伝、夫々部派によって、その名を異にし、必ずしも一致しない。

南伝資料としては、Cv. XII—2—2; Sp. I. p. 34—35; Mhv. IV—47—48; Dpv. V—22—23; Mhv. Tikā p. 165—166
北伝資料としては、五分律三〇(大正二二・一九三頁)、四分律五四(大正二二・九七一頁)、十誦律六一(大正二三・四五三頁)等が存する。

(45) ワールカ国(又はワールカ園)(Vālukārama; Vālikārama) は Dpv. V—20 には重閣講堂(Kiṭṭagārasāla)となつてゐる。

(46) 南伝の島史及び大史では十事の否決を契機として、次いで七百人の長老による第二結集が行われ、ついには、上座・大衆の根本二派の分裂に発展していったとの説を伝承するが、周知の如く、他の諸部派の律蔵ではこれを伝えない。即ち有部毘奈耶雜事四〇(大正二四・四一一頁)では仏滅後百十年毘舍離において十事の否決がなされたことを伝える。十誦律六〇(大正二三・四五〇頁)、西蔵律文等も同じである。ターラナータ印度仏教史第七章(寺本婉雅訳)には、リッチャヴァ族出身の難陀迦王の時代、仏滅後百十年に第二結集が行われたことを伝えている。しかし、大衆部の摩訶僧祇律三三三(大正二二・一九三頁)は右の所伝とは異なり、仏涅槃後毘舍離の沙堆僧伽藍において、娑婆羅を上首として「制限淨乃至風俗淨」の五事を決めたといい、十事については触れてい

ない。なお西域記の卷七(大正五一・九〇九)でも百十年の説を伝えている。

(47) 第三章の第一結集に関する説、第四章の十事の否決が契機となつて行われるに到つた第二結集の記述を承けて、更に根本二派の分裂から諸派の分派に到る経緯を述べている。Dpv. V—30—38には、大衆の徒は上座の徒より排斥され、上座の説に反して根本結集を破毀し、別に結集を行い、上座大衆二派の根本分裂に到つたことを述べている。南伝の根本分裂の説に対し、北伝では、異部宗輪論(大正四九・一五)、娑沙論九九(大正二七・五一〇)、ターラナータ印度仏教史第九章 Kayabhetto vibhāṅga の説の如く、五事又は大天の五事を以つて分裂の起因としている。諸派の分裂等に関する説は区々である。南伝資料 Dpv. V—40—41; Mhv. V—3—4; Kvu. A. p. 2ff.; Mhv. p. 26。北伝資料異部宗輪論(大正四九卷一頁)、十八部論(大正四九卷一七頁)、部執異論(大正四九卷二〇頁)、舍利弗問經(大正二四卷八九九頁)、文殊文経卷下(大正一四卷五〇頁)、ターラナータ印度仏教史第四十二章(寺本訳)、善逝宗教史五(寺本訳)別表、木村・干潟結集分派史考(国訳大蔵経論部一三三)

(48) Dpv. 中には Dhammaruci; Sāgaliya の両派名は欠落。